

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税10) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税6)
		② 上記以外の税目	(所得税:外、関税:外、個人住民税:外、事業所税:外)
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 1. 国税((1)～(3)は選択制)(県知事認定及び主務大臣の確認を受けた者のみ) (1)所得控除(法人税) ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において、特別事業認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(特別事業認定法人で、法人設立後10年間) (2)投資税額控除(法人税) ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額から法人税額から控除 ・機械及び装置の合計額が100万円を超えるもの 15% ・建物及び建物附属設備の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの 8% イ 法人税額の20%限度(繰越税額控除4年)、取得価額の上限20億円 ウ 対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる (3)特別償却(法人税、所得税) ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、普通償却限度額に加えて、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を償却 ・100万円を超える機械及び装置 50% ・1,000万円を超える建物等 25% イ 取得価額の上限額20億円 ウ 対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる (4)貿易手続きの簡素化(関税)

	ア 国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減 イ 関税の課税物件の確定に関する特例措置保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを選択 2. 地方税 (1) 法人住民税、個人住民税、事業税 ア 上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。(自動連動) (2) 事業所税 ア 那覇市において、国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。
	《要望の内容》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の規定に基づく国際物流拠点産業集積地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限(令和7年3月31日)を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。 1 拡充・延長要望 課税の特例の対象となる国際物流拠点産業集積地域の範囲を産業集積が見込まれる地区に見直したうえで、南風原・八重瀬地区(南風原町・八重瀬町の一部)を追加し、その他必要な措置を講じる。 2 その他 適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。
	《関係条項》 ・沖縄振興特別措置法 第50条、第51条 ・沖縄振興特別措置法施行令 第21条 ・租税特別措置法 第12条、第42条の9、第45条、第60条、 ・租税特別措置法施行令 第6条の3、第27条の9、第28条の9、第36条、 ・租税特別措置法施行規則 第20条の4、第21条の17の2、 ・地方税法 第6条、第23条第1項第3号、第51条第2項、第72条第1項第3号、第72条の12第3号、第72条の23第1号、第292条第1項第3号、第313条第2項、附則第33条、 ・地方税法施行令 附則第16条の2の8

5	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和6年8月 分析対象期間: 令和元年度～令和8年度	
7	創設年度及び改正経緯	平成 10 年度 ・自由貿易地域 拡充 ・特別自由貿易地域 創設 平成 14 年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 平成 19 年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 平成 24 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 創設 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止 平成 26 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充(対象業種の追加等) 平成 29 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 令和元年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 令和3年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 令和4年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充(対象地域の追加等) ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入	
8	適用又は延長期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 急成長する東アジアの中心に位置する沖縄において、地理的優位性を活かし、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機整備業(MRO)等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における自立型経済の構築を目指す。 《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2024 について(令和6年6月21日閣議決定) 個性をいかした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上や脱炭素化、沖縄科学技術大学院大学の起業支援等の産業振興、北部・離島等の定住環境整備、普天間返還も見据えた基地跡地の先行取得と那覇空港等との一体的な利用、教育・医療・福祉が融合したこどもの貧困対策・Well-being 拠点設置に向けた取組、平和学習の充実等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。 ○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄

			の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 (定義) 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 十一 国際物流拠点産業 国際物流拠点(国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。)において積み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であって政令で定めるものをいう。 (国際物流拠点産業集積計画の作成等) 第四十一条 沖縄県知事は、基本方針に即して、国際物流拠点産業の集積を図るための計画(以下「国際物流拠点産業集積計画」という。)を定めることができる。 2 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であって、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域(以下「国際物流拠点産業集積地域」という。)の区域 三 国際物流拠点産業の集積を図るため沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容 四 前号の措置の実施を通じて国際物流拠点産業の集積が図られることにより見込まれる効果 五 第四十二条の二第一項に規定する国際物流拠点産業集積措置実施計画の同条第四項の認定に関する基本的事項 3～7項 (略) (国際物流拠点産業集積地域における事業の認定) 第四十三条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であって政令で定める要件に該当する者は、当該事業を当該区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。2～5項 (略) (課税の特例) 第五十条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者(当該認定事業者が認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って実施する国際物流拠点産業集積措置が当該区域における国際物流拠点産業の集積に特に資する
--	--	--	--

			ものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。)が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 2 認定法人(当該認定法人が営む認定特定国際物流拠点事業が当該区域における国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた法人に限る。)の認定特定国際物流拠点事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 ○沖縄振興基本方針(令和4年5月10日 内閣総理大臣決定) II 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 (1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 沖縄の自立的発展のためには、民間の力を最大限に活かし、民間が主導する形で自立型経済の発展を目指していくことが不可欠である。このため、アジア・太平洋地域との地理的近接性や、亜熱帯に位置する自然的特性等の優位性・潜在力を活かしつつ、沖縄内外の需要を取り込み、域内産業間で連携して財やサービスを提供していくことを通じ、域内に経済効果が波及する地域経済の好循環を図っていくことが重要である。こうした好循環を先導し、今後の沖縄経済を牽引する競争力のある産業を戦略的に振興するとともに、イノベーションの促進につながる民間主導の実証的な取組を促すことにより、県内事業者の生産性や「稼ぐ力」の向上を図り、持続可能性のある強い沖縄経済を実現することが求められている。 また、沖縄を取り巻く社会経済環境を踏まえ、温暖化による地球規模の気候変動や社会のデジタル化の進展といった時代潮流を的確に捉えて不利性克服の好機とし、グリーン社会への移行やデジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)を迅速かつ強力に推進することで、持続可能な形で各分野の沖縄振興の一層の深化を図る必要がある。 III 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (3) 国際物流拠点産業 沖縄の国際物流拠点産業は、アジアや他の都道府県との競争が進む一方、国際物流ハブ機能を持つ那覇空港における第二滑走路の増設を始めとする空港・港湾等の物流インフラの整備や、海外との物流ネットワークの形成等に伴い、域外への事業展開を可能とする環境の整備が図られてきている。 こうした状況も踏まえ、国際物流拠点産業の一層の集積を図るとともに、デジタル技術を活用した物流の効率化・迅速化や、特産物の海外輸出など他産業との連携による高付加価値化を図る。 IV 沖縄振興の推進に関する事項
--	--	--	---

			1 沖縄振興を推進するための措置（政策ツール） (4) 税制上の特例措置 沖縄振興特別措置法においては、特区・地域制度に沖縄県知事による認定や主務大臣による確認の制度等が導入され、企業の付加価値の増加等を促すとともに、税制の適切な効果把握を可能とする制度改正が行われた。 今後とも民間事業者等の自主的取組を後押しし、沖縄の経済発展や不利性の解消に向けて一層の効果が発現するよう、税制の具体的な活用状況や成果等を適切に把握するとともに、その結果に応じて必要な検討や見直しを図る。（以下略）																																													
	②	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】9. 沖縄政策 【施策】9. 沖縄振興に関する施策の推進																																													
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 1. 達成目標 令和8年度までに次の目標を達成する。 ・国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地した企業数を 10 社とする。 ※年平均で 24 社立地し、そのうち、10%超の企業が本特例を活用するものと試算 2. 参考指標 ・国際物流拠点産業集積地域における立地企業数 ・国際物流拠点産業集積地域において本特例措置を活用する企業数 ・国際物流拠点集積地域における域外搬出額 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 沖縄県において国際物流拠点産業は、アジアに近い地理的優位性を最大限活用できることから、観光リゾート産業、情報通信関連産業に次ぐ第三のリーディング産業として位置付けされている重要な分野である。国際物流拠点産業の集積を図ることは、集積地域内における企業活動の活性化につながる。また、企業活動が活性化することで、取扱貨物量の増加や、域外搬出量の増加が期待でき、更には域外搬出量の増加は域外競争力の強化にもつながることから本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を通じて貿易の振興及び沖縄の自立型経済の構築に寄与するものである。																																													
10	有効性等	① 適用数	1. 過去5年間の適用実績件数 (単位: 件) <table><tr><td></td><td>項目</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td rowspan="4">国 税</td><td>所得控除</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>2</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>47</td><td>36</td><td>27</td><td>12</td><td>8</td></tr><tr><td>特別償却</td><td>9</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>5</td></tr><tr><td>計</td><td>59</td><td>40</td><td>31</td><td>17</td><td>15</td></tr><tr><td rowspan="2">地 方</td><td>法人住民税</td><td>59</td><td>40</td><td>31</td><td>17</td><td>15</td></tr><tr><td>事業税</td><td>30</td><td>35</td><td>34</td><td>36</td><td>37</td></tr></table>		項目	R1	R2	R3	R4	R5	国 税	所得控除	3	1	1	3	2	投資税額控除	47	36	27	12	8	特別償却	9	3	3	2	5	計	59	40	31	17	15	地 方	法人住民税	59	40	31	17	15	事業税	30	35	34	36	37
	項目	R1	R2	R3	R4	R5																																										
国 税	所得控除	3	1	1	3	2																																										
	投資税額控除	47	36	27	12	8																																										
	特別償却	9	3	3	2	5																																										
	計	59	40	31	17	15																																										
地 方	法人住民税	59	40	31	17	15																																										
	事業税	30	35	34	36	37																																										

			計	89	75	65	53	52																																							
		※国税について、令和元年度から令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 ※令和5年度の国税については、沖縄県調査。 ※地方税の自動連動分(法人住民税、事業税)は、沖縄県調査。 2. 今後の適用件数見込み 令和6年度は、所得控除2件、投資税額控除30件、特別償却5件を見込む。また、令和7年度及び令和8年度は、平年度で所得控除2件、投資税額控除33件、特別償却5件の適用を見込む。 (算定根拠は「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照)																																													
②	適用額	1. 過去5年間の適用額実績 (単位:百万円) <table><tr><td></td><td>項目</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td rowspan="3">国 税</td><td>所得控除</td><td>182</td><td>134</td><td>74</td><td>173</td><td>183</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>214</td><td>158</td><td>170</td><td>52</td><td>310</td></tr><tr><td>特別償却</td><td>879</td><td>23</td><td>41</td><td>15</td><td>306</td></tr><tr><td rowspan="2">地 方</td><td>法人住民税</td><td>59</td><td>15</td><td>13</td><td>6</td><td>30</td></tr><tr><td>事業税</td><td>85</td><td>13</td><td>6</td><td>14</td><td>34</td></tr></table> ※国税について、令和元年度からは令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 ※令和5年度の国税については、沖縄県調査。 ※地方税の自動連動分(法人住民税、事業税)は、令和元年度から令和5年度は沖縄県調査。 2. 今後の適用額見込み 令和6年度は、所得控除149百万円、投資税額控除209百万円、特別償却288百万円の適用を見込む。また、令和7年度及び令和8年度は、平年度で所得控除149百万円、投資税額控除226百万円、特別償却288百万円の適用を見込む。(算定根拠は「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照)								項目	R1	R2	R3	R4	R5	国 税	所得控除	182	134	74	173	183	投資税額控除	214	158	170	52	310	特別償却	879	23	41	15	306	地 方	法人住民税	59	15	13	6	30	事業税	85	13	6	14	34
	項目	R1	R2	R3	R4	R5																																									
国 税	所得控除	182	134	74	173	183																																									
	投資税額控除	214	158	170	52	310																																									
	特別償却	879	23	41	15	306																																									
地 方	法人住民税	59	15	13	6	30																																									
	事業税	85	13	6	14	34																																									
③	減収額	1. 過去5年間の減収額実績 (単位:百万円) <table><tr><td></td><td>項目</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td rowspan="3">国 税</td><td>所得控除</td><td>42</td><td>31</td><td>17</td><td>40</td><td>42</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>214</td><td>158</td><td>170</td><td>52</td><td>310</td></tr><tr><td>特別償却</td><td>204</td><td>5</td><td>9</td><td>3</td><td>71</td></tr><tr><td>地 方 税</td><td>法人住民税 (所得控除分)</td><td>5</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td></tr></table>								項目	R1	R2	R3	R4	R5	国 税	所得控除	42	31	17	40	42	投資税額控除	214	158	170	52	310	特別償却	204	5	9	3	71	地 方 税	法人住民税 (所得控除分)	5	2	1	2	2						
	項目	R1	R2	R3	R4	R5																																									
国 税	所得控除	42	31	17	40	42																																									
	投資税額控除	214	158	170	52	310																																									
	特別償却	204	5	9	3	71																																									
地 方 税	法人住民税 (所得控除分)	5	2	1	2	2																																									

法人住民税 (投資税額控除分)	27	12	11	3	21
法人住民税 (特別償却分)	26	1	1	1	4
事業税 (所得控除分)	16	11	3	12	11
事業税 (特別償却分)	69	2	3	1	19

※国税の令和元年度～令和5年度の算定根拠は別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照

※地方税について、令和元年度から令和4年度の算定根拠は別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照

※令和5年度の法人住民税は、国税の減収額に税率7%乗じて算定。

(特別償却分は、1百万円に満たないため1百万円とする)

※令和5年度の事業税は、国税の適用額に税率 6.47%を乗じて算定。

2. 今後の減収見込み

(単位:百万円)

	項目	R6	R7	R8
国 税	所得控除	34	34	34
	投資税額控除	209	223	229
	特別償却	66	66	66
地 方 税	法人住民税 (所得控除分)	2	2	2
	法人住民税 (投資税額控除分)	14	15	16
	法人住民税 (特別償却分)	4	4	4
	事業税 (所得控除分)	9	9	9
	事業税 (特別償却分)	18	18	18

※算定根拠は別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

1. 政策目的の達成状況

令和5年度における立地企業数 265 社

令和5年度における新規立地企業数 22 社

2. 達成目標の実現状況

国際物流拠点産業集積地域内における立地企業数は順調に増加しており、政策目的である新規立地企業数の増加による企業集積は進んでいるものの、本特例措置を活用して立地した企業数は、目標数に未達であった。

(達成目標)

① 国際物流拠点集積地域における立地企業数 (単位:社)

R1	R2	R3	R4	R5
223	196	251	263	265

※沖縄県調査

② ①のうち新規立地企業数 (単位:社)

R1	R2	R3	R4	R5
44	20	65	15	22

※沖縄県調査

③ ②のうち本特例措置活用企業数 (単位:社)

R1	R2	R3	R4	R5
2	0	2	1	1

※沖縄県調査

3. 達成目標に対する将来の効果

当該地域への進出を検討している企業において、本特例措置がインセンティブとなり、制度活用を前提として当該地域に進出することで、新規立地企業数が増加することによって、国際物流拠点産業の企業数が増加し、国際物流拠点産業の集積を図るという政策目的を的確に行うことが可能である。

(達成目標)

① 国際物流拠点集積地域における立地企業数見込み

(単位:社)

R6	R7	R8
279	288	304

※別紙「目標設定資料」参照

② ①のうち新規立地企業数

(単位:社)

R6	R7	R8
22	22	29

※別紙「目標設定資料」参照

③ ②のうち本特例措置活用企業数

(単位:社)

R6	R7	R8
3	3	4

※算定根拠は別紙「目標設定資料」参照

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を図るという政策目的を的確に行うための手段である。そのため、集積地域内に新規立地した企業における本特例措置の活用状況を測定することで、企業集積を図るという政策目的に対する本特例措置の有効性を検証することが可能である。

また、本特例措置は、地域内に立地した企業も、継続的に本特例措置を活用することで、継続的な事業規模等の拡大推進を図ることが可能となるため、集積地域に留まり、長期的に企業活動を行うことへのインセンティブとなる側面も持ち合わせている。立地企業数は、令和元年度の223社から令和5年度までに42社増加し265社となっており、かつ毎年一定数の企業(年平均で約32社)が本特例措置を活用している。令和5年8月に実施した企業誘致セミナーにおけるアンケート結果によると、立地を検討するうえで必要な支援として税制特例措置への関心が高く(47社中15社)、実際に新規立地した企業からは、税制特例措置があることで進出を決めたとの声がある。したがって本特例措置が国際物流拠点産業の集積を図ることに一定程度寄与しているものと判断できる。

なお、実績及び将来の見込みによれば、活用企業数の実績は令和元年度以降減少している。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞によって企業の投資活動が停滞したことと、令和4年度より導入された税制活用するための県知事認定及び主務大臣確認による事前認定制度について、手続を煩雑と感じた企業が申請を控えたものと推察される状況において、設定した達成目標数値が過大であったことが要因と考えられる。

今後は、アフターコロナにおける企業業績の急回復により企業の投資活動が活発化するなか、本税制が企業の新規立地判断におけるインセンティブとなり、本税制の活用により企業集積が進むと見込まれる。本税制の直接的な効果検証として、企業誘致セミナー等におけるアンケート等を継続的に実施し、新規立地判断における影響を分析していきたい。

引き続き制度周知に努め、本税制を活用して企業の集積及び貿易を振興することで、自立型経済の構築に向けた取組を推進していきたい。

(測定指標)

・本制度を活用した企業数の増加

特例措置を活用する新規立地企業数の見込み (単位:社)

項目	R4	R5
①新規立地企業数(指標)	19	19
①新規立地企業数(実績)	15	22
②①のうち特例措置を活用する企業数(指標)	7	7

			②①のうち特例措置を活用する企業数(実績)	1	1
			別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照。		
			参考指標1	(単位:社)	
			項目	R4	R5
			①立地企業数(指標)	281	300
			①立地企業数(実績)	263	265
			②①のうち特例措置を活用する企業数(指標)	53	58
			②①のうち特例措置を活用する企業数(実績)	39	40
			別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照。		
			参考指標2	(単位:百万円)	
			項目	R4	R5
			域外出荷額(指標)	32,936	36,301
			域外出荷額(実績)	34,472	36,352
			別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照。		
			3. 制度が延長できない場合の影響		
			本制度は、国際物流拠点産業の集積を目的に創設された制度であり、集積を図るための重要なインセンティブとなっている。		
			しかしながら、本制度が延長されない場合、集積を図るためのインセンティブの消失により、国際物流拠点への企業集積が進まないことが想定され、沖縄県において、アジア地域との地理的近接性を活かすことのできるリーディング産業と位置付けているにもかかわらず、国際物流拠点産業の集積に支障を来し、域内の関連産業の成長の遅れにもつながり、ひいては沖縄の民間主導による自立型経済の構築に支障が出てくることが懸念される。		
			4. 適用実績が僅少な理由		
			(1) 所得控除		
			所得控除については、対象業種が5業種に限定されていること、また、対象事業者は各種要件が定められている特定国際物流拠点事業認定を受けることが条件となるため、適用できる企業は極めて少ない。		
			しかしながら、所得控除は、他の特例措置に比し適用企業に対する税制上の負担軽減効果が大きいため、企業集積を図るためのインセンティブとして非常に重要な役割を果たす効果が期待できることから、本特例措置の継続は必要である。		
			(2) 特別償却		
			特別償却の適用件数は、僅少であるが、これは投資税額控除や所得控除、特別償却のいずれかを選択適用する制度となるため、本特例措置のうち、特別償却の適用を選択した企業が少ないことが要因である。		
			本特例措置の過去の適用状況は、直接的な税負担軽減効果のある投資税額控除を選択する企業が特別償却を選択する企業よりも多い結果となっている。他方、特別償却は事業への先行投資等を行った結果、赤字決算となった企業も税制上発生した赤字を翌年度以降長期間にわたり繰越すことを可能となる特例措置である。このように		

			赤字企業へのインセンティブとなる特例措置を設けることにより、多様な企業の集積を図ることが可能となり、ひいては、企業の業績形態や経営戦略により選択可能な複数の特例措置を設けることにより、多様な企業に積極的な設備投資を促進させ、地域への集積を図るインセンティブ効果が期待できることから本特例措置の継続は必要である。
		⑤ 税収減を是認する理由等	国際物流拠点産業は、沖縄県において観光リゾート産業、情報通信関連産業に次ぐ第三のリーディング産業として位置付けされている重要な分野である。国際物流拠点産業の集積を図ることは、国際物流拠点産業集積地域内の企業活動を活性化させ、貨物量の取扱を増加させ、ひいては域外搬出量の増加に寄与することが期待される重要な施策であると言える。 本税制措置は、企業に対する集積地域への立地に対するインセンティブを与えとともに、企業の早期、長期に及ぶ設備投資を促進する効果が期待でき、企業集積に寄与するものであるから、税収減を是認する効果があると言える。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。 また、本制度においては、地域指定・主務大臣の確認申請等のスキームを通じて、国際物流拠点産業の集積を図ることを目的として貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	国際物流拠点産業集積地域は、東アジアの中心に位置する本県の地理的特性を活かし、国際競争力のある物流拠点の形成に向け、物流機能を活用した高付加価値型のものづくり企業等国際物流拠点産業の集積を積極的に図るための制度である。 一方、沖縄振興特別措置法において同じく位置付けられる「産業高度化・事業革新促進地域」は、沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の製品開発力・技術力の向上等を目指すための制度であり、両制度は目的が異なるものである。 また、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）は、物流量の増加施

			策や高コストな物流費の軽減策など、沖縄固有の特殊性に基因する今なお残る課題等に取り組むための制度であり、建物や設備等の取得促進により県内での新たな事業展開を後押し、国際物流拠点産業の集積（企業の誘致）を図る本税制とは役割が異なる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは沖縄振興に寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		－
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月（R3 内閣 11）